

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年6月 23 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500824 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600007 号

第 1 結論

請求者の A 社における別表 1 の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、それぞれ別表 1 の第 2 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表 1 の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表 1 の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 8 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日
④ 平成 18 年 4 月 10 日
⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 4 月 10 日
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日
⑨ 平成 19 年 12 月 10 日
⑩ 平成 20 年 4 月 10 日
⑪ 平成 20 年 8 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日

A 社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、請求期間の計 12 回分の賞与の年金記録が漏れている。調査の上、賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A社が加入していたB厚生年金基金から提出された請求者に係る「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」により、請求者は、同社から別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、C市から提出された請求者に係る平成21年度の給与支払報告書により、請求者は、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち⑩から⑫までに係る厚生年金保険料をそれぞれ事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

さらに、請求者と同職種であった同僚から提出された別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る賞与明細書により、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち①、②、⑥、⑦、⑧、⑪及び⑫に係る賞与については、賞与額に見合った厚生年金保険料がそれぞれ控除されていることが推認できる。

そして、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち③、④及び⑤に係る賞与については、当時の厚生年金基金掛金の料率（加入員負担は別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち③は46/1000、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち④及び⑤は43/1000）と厚生年金保険料率（別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち③、④及び⑤の個人負担分は47.44/1000）の合計ではなく、厚生年金基金に未加入の事業所の当時の厚生年金保険料率（個人負担分は71.44/1000）により算出された厚生年金保険料が控除されていることが推認でき、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち⑨に係る賞与については、当時の厚生年金基金掛金の料率（加入員負担は43/1000）と厚生年金保険料率（個人負担分は50.98/1000）の合計ではなく、厚生年金保険料について平成18年9月改正の保険料率から免除率を控除した率（49.21/1000）で算出された金額が控除されていることが推認でき、別表1の第1欄に掲げる請求期間のうち⑩に係る賞与については、当時の厚生年金基金掛金の料率（加入員負担は39/1000）と厚生年金保険料（個人負担分は50.98/1000）の合計ではなく、厚生年金基金掛金については平成18年4月改正の掛金の料率（加入員負担は43/1000）で、厚生年金保険料については平成18年9月改正の保険料率から免除率を控除した率（49.21/1000）でそれぞれ算出された金額の合計が控除されていることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、上記「厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届」及び「賞与異動記録」並びに上記同僚の当該期間に係る賞与明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、それぞれ別表1の第2欄に掲げる標準賞与額のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者の別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主からは、上記請求期間①から⑫までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表1

第1欄 請求期間	第2欄 標準賞与額
① 平成 17 年 4 月 10 日	31 万 1,000 円
② 平成 17 年 8 月 10 日	23 万 6,000 円
③ 平成 17 年 12 月 10 日	26 万円
④ 平成 18 年 4 月 10 日	28 万円
⑤ 平成 18 年 8 月 10 日	28 万 8,000 円
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日	28 万 8,000 円
⑦ 平成 19 年 4 月 10 日	26 万 6,000 円
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日	25 万 7,000 円
⑨ 平成 19 年 12 月 10 日	28 万円
⑩ 平成 20 年 4 月 10 日	27 万 4,000 円
⑪ 平成 20 年 8 月 10 日	26 万 8,000 円
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日	21 万 1,000 円

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1501043 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600015 号

第1 結論

平成 10 年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 43 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 10 年 3 月

私が会社を退職した平成 10 年 1 月頃に、妻が A 市役所で私と妻の国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたが、請求期間に係る私の保険料だけが未納となっている。請求期間の保険料を納付したことを示す関連資料等はないが、妻が自身の分だけを納付しているのは考えにくく、仮に未納だったとしても、納付の督促状（未納のお知らせ）が来ていれば納めているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「私が会社を退職した平成 10 年 1 月頃に、妻が A 市役所で私と妻の国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、保険料納付を行ったとする妻は、納付したとする国民年金保険料の納付時期、納付金額及び納付場所についての具体的な記憶がなく、請求者も請求期間に係る保険料の納付に直接関与していないため、当時の納付状況が不明である。

また、請求者は「仮に未納だった場合、督促状（未納のお知らせ）が来ていれば知らないふりは出来ない。」と主張しているが、日本年金機構 B 事務センターは、請求者の請求期間に係る未納の案内を行っていたか否かについて、当時の資料が保管されていないため不明と回答している。

さらに、請求期間は基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、この時期は年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

加えて、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600155 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600014 号

第1 結論

昭和 63 年 1 月から平成元年 12 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 12 月まで

平成 2 年 1 月 10 日にアルバイト先である A 事業所から給料が B 銀行 C 支店の総合口座に 17 万 9,190 円入金された。同日に同口座から 18 万 7,000 円を引き出し、C 駅近くの社会保険事務所（当時）に赴き、請求期間に係る 2 年分の国民年金保険料を納付した。納付した額は 18 万 6,001 円から 18 万 7,999 円までの範囲であったはずである。関連資料として当該総合口座通帳の写しを提出するので、請求期間の記録を未納から納付に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成 2 年 1 月 10 日に B 銀行 C 支店の総合口座から 18 万 7,000 円を引き出して、C 駅近くの社会保険事務所に赴いて請求期間に係る 2 年分の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、日本年金機構 D 事務センター（以下「事務センター」という。）は、平成 2 年 1 月 10 日時点において、C 市を管轄していたのは E 社会保険事務所であり、C 市内に社会保険事務所が設置されたことはないと回答している。

なお、事務センターから提出された資料によると、E 社会保険事務所が管理する C 年金相談サービスセンターが C 駅近くに設置されたのは、平成 * 年 * 月 * 日であることが確認できる。

また、請求者から提出された年金手帳の写しによると、国民年金記号番号の右側に「F 社保」の印が確認でき、「はじめて被保険者となった日」は昭和 61 年 7 月 27 日と記載されているところ、オンライン記録によると、当該被保険者資格取得年月日に係るデータ入力の処理日は平成 4 年 5 月 25 日となっていることから、請求者の年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、平成 4 年 5 月頃に払い出されたと推認できる。このことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとしている平成 2 年 1 月 10 日の時点では、請求者は国民年金の加入手続きを行っておらず、請求期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、社会保険オンラインシステムの氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを見示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1500916号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1600057号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社（後の、E社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から昭和 52 年 8 月まで
② 昭和 60 年 7 月から平成 元年 2 月まで
③ 平成 元年 12 月から平成 2 年 3 月まで
④ 平成 2 年 5 月から平成 6 年 10 月まで

請求期間①について、F県G町（現在は、G市）に所在し、自ら代表取締役を務めていたA社において運転業務等に携わっていたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間②について、H県 I 市に所在していたB社において不動産営業、飲食業等に携わっていたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間③について、H県 I 市に所在していたC社において建築建材や工芸品の営業に携わっていたが、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間④について、平成元年 2 月 13 日から同年 10 月 1 日までの期間において、D社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、請求期間④についても、同社において現場管理業務に携わっていたにも関わらず、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①から④までにおいて、勤務の事実を確認できる資料及び保険料控除等の事実が確認できる資料は所持していないが、これらの請求期間について厚生年金保険被保険者期間として認め、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、商業登記簿謄本によると、A社は、請求者の主張のとおりF県G町に所在していたことが確認できる。

しかしながら、A社については、オンライン記録及び事業所検索システムにより調査した結果、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、請求者は、請求期間①のうち、昭和43年4月からA社の会社成立日（昭和51年5月6日）までの期間についても、同社に勤務していた旨主張しているが、請求者の勤務の事実を確認できる資料は、請求者自身が代表取締役として記載されている商業登記簿謄本のみであることから、請求者の当該主張を裏付けることができない。

さらに、請求者は、請求期間①当時の従業員の氏名を記憶していない旨陳述している上、商業登記簿謄本により確認できる役員とは連絡が取れない旨陳述していることなどから、請求期間①におけるA社の厚生年金保険の適用状況、請求者の勤務実態等について確認することができない。

加えて、請求者は、A社に係る社会保険関係を含む全ての届出関係事務及び経理事務を2名の社会保険労務士へ委託していた旨陳述しているが、一方の者は既に死亡し、他方の者については氏名等の詳細が不明である旨陳述していることから、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出の有無及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

なお、請求者は、請求期間①において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、商業登記簿謄本によると、B社は、請求期間②より後日の会社成立ではあるが、請求者の主張のとおりH県I市に所在していたことが確認できる。

しかしながら、B社については、オンライン記録及び事業所検索システムにより調査した結果、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、請求者は、B社における勤務の事実を確認できる資料等を所持しておらず、事業主及び同僚の氏名を記憶していない旨陳述している上、商業登記簿謄本により確認できる役員の連絡先は不明であることなどから、請求期間②における請求者の勤務状況、同社の厚生年金保険の適用状況及び請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出の有無について確認することができない。

さらに、請求者は、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、前述のとおり、B社の事業主等に照会を行うことができないことなどから、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

なお、請求者に係る雇用保険被保険者記録を照会したところ、請求期間②と同時期の昭和 60 年 8 月 3 日から平成元年 4 月 1 日まで、B 社とは別の事業所に係る被保険者記録が確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間③について、H 法務局へ C 社に係る商業登記簿謄本の照会を行ったところ、同法務局は、H 県 I 市内に同社の法人登記は確認できないが、同市内において「J 社」という商号の法人登記（ただし、会社成立日は当該期間より後日である。）が確認できる旨回答している。

また、請求者は、請求期間③当時に勤務していた会社名について、記憶が定かではないが、「K」という名称が付いていたかもしれない旨陳述していることなどから、請求期間③に係る請求対象事業所は、J 社であるものと考えられる。

しかしながら、J 社は、オンライン記録及び事業所検索システムにより調査した結果、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、C 社についても同様に調査した結果、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、請求者は、C 社又は J 社における勤務の事実を確認できる資料等を所持していない上、事業主及び同僚の氏名を記憶していない旨陳述していることから、商業登記簿謄本により確認できる J 社の代表取締役へ文書照会を行ったが、当該文書は宛所に尋ねなく返戻されたため、請求期間③における請求者の勤務状況、同社の厚生年金保険の適用状況及び請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出の有無について確認できない。

さらに、請求者は、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、前述のとおり、C 社又は J 社の事業主に照会を行うことができないことから、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、請求者に係る雇用保険被保険者記録を照会したが、C 社又は J 社に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 請求期間④について、オンライン記録によると、D 社は、平成元年 2 月 13 日から平成 12 年 1 月 26 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所であり、請求者は、請求期間④より前の平成元年 2 月 13 日から同年 10 月 1 日まで同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間④における勤務の事実を確認できる資料を所持していな

いことから、D社の元事業主及び複数の同僚に照会したところ、元事業主は、請求者が当該期間当時に同社に勤務していたかは不明である旨回答しているほか、回答のあった同僚は、自身が入社した平成3年5月当時には、請求者は同社に在籍していなかった旨陳述していることから、請求者の請求期間④当時における具体的な勤務状況等については確認できない。

また、請求者は、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しており、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、元事業主は、関係資料を保管していない旨回答していることから、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出の有無及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、請求者に係る雇用保険被保険者記録を照会したが、D社に係る被保険者記録は確認できず、オンライン記録では、請求期間④に係る同社の健康保険の整理番号に欠番はないことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。